

飯田市 保育所等利用調整基準

一保育所等の各年齢において、受入可能数を上回る保育の利用申し込みがあった場合は、以下により優先順位を決定し、優先順位の高い児童から入所が決定します。

＜優先順位の決定方法＞

父・母それぞれについて、当てはまる実施基準の中で指数の一番高いものを決定し、父と母の指数を比べ、より低い指数を基準点とします。基準点に調整基準の指数を加えたものを利用調整における指数とし、指数が高いほど優先順位が高いものとします。

項目		内 容	指数	
実 施 基 準	1 就労	月160時間以上就労している者	10	
		月120時間以上160時間未満就労している者	9	
		月90時間以上120時間未満就労している者	8	
		月64時間以上90時間未満就労している者	7	
		自営業 農業	月160時間以上就労している者	10
			月120時間以上160時間未満就労している者	9
	月90時間以上120時間未満就労している者		8	
	月64時間以上90時間未満就労している者		7	
	2 出産等	出産前後のため保育が必要な者	10	
	3 傷病・障害	傷 病	病気等により1ヶ月以上の入院者	10
			自宅療養常時病臥者	9
		障 害	一般療養者	6
			身障者手帳1・2級、療育手帳等保持者	10
	4 病人等介護	身障者手帳3級保持者	7	
		病院等常時付き添い者	9	
		自宅常時病臥者の介護者	8	
自宅療養者の介護者		5		
身障手帳1・2級、療育手帳等所持者の介護者		8		
5 災害等	身障手帳3級所持者の介護者	5		
6 求職	火災その他の災害復旧にあたっている者	10		
7 就学	求職のため、現に保育が必要な者	4		
8 乳児養護	就学・技能習得のため、現に保育が必要な者	※		
9 虐待・DV	1歳未満の乳児を育児している者	6		
10 その他	虐待やDVもしくはそのおそれがある	10		
	上記のほか、明らかに保育が必要と認められる場合			

※就学については就労の指数を準用する。

調 整 基 準	母子および父子並びに寡婦福祉法適用者	+3	
	生活保護法適用世帯	+3	
	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い	+3	
	子どもが障害を有する	+3	
	育児休業明け(育児明けの再就職を含む)	+2	
	兄弟姉妹入所※	既に兄弟姉妹が入所している施設を希望する場合	+3
		兄弟姉妹が同時に申込みをする場合	+1
	小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童	+3	
	住所地が地域自治区内	+1	
	地域自治区内の保育所等に特別(延長・未満児)保育がなく、地域自治区外の保育所等を希望する場合	+3	
	自宅からの距離	1km未満	+2
		1km以上3km未満	+1
	利用者負担(保育料)について、正当な理由なく滞納している者	-3	

※兄弟姉妹入所について、どちらも当てはまる場合は、+3の調整指数とする。

＜同一指数で並んだ場合の優先基準＞

利用調整における指数が同一の場合は、以下の基準で優先度を決定します。

1	すでに入所している兄弟姉妹がいる
2	住所地から保育所等までの距離がより近い
3	保護者が保育所等や学童クラブで就労(予定)している
4	多子世帯(同一世帯に子どもが3人以上いる)である
5	利用者負担算定基準となる市町村民税額がより低い